

福岡県公報

平成20年 1 月21日
第 2 7 7 5 号

目 次

告 示 (第77号 - 第86号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
公 告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
正 誤			
目次 (平成19年12月28日福岡県公報第2768号) 中正誤		6

告 示

福岡県告示第77号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	久留米城島線 大 川	前	久留米市大善寺町 中津339番1先から 同市大善寺町藤吉 947番2先まで	10.0 ~ 18.6	135.0	
			後	同上	10.0 ~ 15.0	135.0	
久留米	県 道	中 津 口 線	前	久留米市大善寺町 藤吉942番1先から 同市大善寺町藤吉 879番1先まで	11.0 ~ 15.2	165.0	うち一般 県道宮本 大川線重 用延長 165.0メ ートル
			後	同上	10.0 ~ 15.6	165.0	うち一般 県道宮本 大川線重 用延長 165.0メ ートル

福岡県告示第78号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米城島線 大川	久留米市大善寺町中津339番1先から 同市大善寺町藤吉947番2先まで
久留米	中津線 白口	久留米市大善寺町藤吉942番1先から 同市大善寺町藤吉879番1先まで

福岡県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般道	200号	前	飯塚市片島3丁目482番1先から 同市片島1丁目607番1先まで	22.7 ～ 79.0	865.0
			後	同上	22.7 ～ 79.0	

福岡県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市片島3丁目482番1先から 同市片島1丁目607番1先まで

福岡県告示第81号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市国分五丁目61番1及び61番3から61番15まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区早良5丁目7番14号
株式会社吉川住宅 代表取締役 吉川 由洋

福岡県告示第82号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡吉富町大字今吉15-1、15-5、16-1、16-6、17-1、20-3及び97-4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市行事4丁目19番1号
株式会社アクト 代表取締役 宮本 一郎

福岡県告示第83号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東1丁目1851-41、1851-136、1851-137、1851-143、1851-144、1863-10、1863-16、1863-17、1863-18及び1863-19
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市大正町4丁目5番地3
株式会社矢緒企画 代表取締役 矢納 康行

福岡県告示第84号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO市民のための睡眠障害を考える会
 - (2) 代表者の氏名
石松 健男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番31-207号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、主として日中の過眠を来たす睡眠障害者などに対して有益な知識の

普及を図り、睡眠と健康に関する情報提供、啓発などを行う事業を行い、市民の心身の健康とQOL（生活の質）向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第85号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人元気野菜根っとう農業九州
 - (2) 代表者の氏名
明石 知津子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉市東入地1995番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は有機野菜の普及や、子どもたちに対する食育などを通じて、子どもの健康や健やかな成長を図るとともに、農業技術の伝承や教育を通して、農業後継者の育成を図り、もって農業の継続的な発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第86号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人シャイン
- (2) 代表者の氏名
安武 礼子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区清納一丁目2番29号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、動物と音楽を介し動物愛好者及び老人福祉施設、ホスピス、養護施設等の入所者並びに認知症等の患者に対して、精神的、身体的及び生活向上促進に関する事業を行い、社会福祉活動に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定

に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年2月18日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	A A、A
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成20年1月21日(月)から平成20年2月18日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年2月18日(月)午後6時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成20年2月19日(火)午前10時00分
- 10 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込金額)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 13 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

